

定 款

(2018年1月1日改訂)

(2018年3月29日改訂)

(2019年3月28日改訂)

(2022年3月30日改訂)

東京都港区赤坂8丁目5番30号

株式会社 **ルックホールディングス**

第1章 総 則

第 1 条 (商 号)

当社は、株式会社ルックホールディングスと称し、英文では、LOOK HOLDINGS INCORPORATEDと表示する。

第 2 条 (目 的)

当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。

- (1) 婦人衣服、婦人服飾雑貨、婦人はき物、婦人かさ、婦人鞆類の製造、加工、販売ならびに輸出入。
- (2) 紳士・子供衣服、服飾雑貨、はき物、かさ、鞆類の製造、加工、販売ならびに輸出入。
- (3) 寝装品、室内装飾品、家具、スポーツ用品の製造、加工、販売ならびに輸出入。
- (4) 書籍、印刷物、事務用品、時計、メガネ、化粧品、日用品雑貨の製造、加工、販売ならびに輸出入。
- (5) 理容室、美容室の経営。
- (6) 飲食店の経営。
- (7) 食品の販売ならびに輸出入。
- (8) 香草、香草茶の販売ならびに輸出入。
- (9) 映像用、音響用のソフトウェアおよびハードウェアの販売。
- (10) その他前各号に附帯する一切の事業。

2. 当社は、前項の事業に付帯または関連する一切の事業および前項各号の事業を営むことができる。

第 3 条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都港区に置く。

第 4 条 (機 関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第 5 条 (公 告 方 法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、2,400万株とする。

- 第 7 条 (自己の株式の取得)
当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
- 第 8 条 (単元株式数)
当社の単元株式数は、100株とする。
- 第 9 条 (単元未満株式についての権利)
当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 第 10 条 (株式取扱規程)
当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
- 第 11 条 (株主名簿管理人)
1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

- 第 12 条 (招 集)
当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
- 第 13 条 (定時株主総会の基準日)
当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。
- 第 14 条 (招集権者および議長)
1. 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

- 第 15 条 (電子提供措置等)
1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
- 第 16 条 (議決権の代理行使)
1. 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
 2. その株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。
- 第 17 条 (決議の方法)
1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 2. 会社法第309条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 4 章 取締役および取締役会

- 第 18 条 (員 数)
- 当社の取締役は、7 名以内とする。
- 第 19 条 (選 任 方 法)
1. 取締役は、株主総会において選任する。
 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- 第 20 条 (任 期)
- 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 第 21 条 (代表取締役および役付取締役)
1. 取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。
 2. 取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第 22 条 (取締役会の招集権者および議長)

1. 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 前項のあらかじめ取締役会が定める取締役に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 23 条 (取締役会の招集通知)

1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 24 条 (取締役会の決議の省略)

当社は、取締役が取締役会の決議事項について提案した場合において、当該提案につき、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときは、この限りでない。

第 25 条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 26 条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 27 条 (取締役の責任免除)

1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 28 条 (相談役および顧問)

当社は、必要に応じ、取締役会の決議により相談役および顧問各若干名を置くことができる。

第5章 監査役および監査役会

第 29 条 (員 数)

当会社の監査役は、3名以上とする。

第 30 条 (選 任 方 法)

1. 監査役は、株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当会社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第 31 条 (任 期)

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

第 32 条 (常勤の監査役および常任監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定し、必要により常任監査役を選定することができる。

第 33 条 (監査役会の招集通知)

1. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第 34 条 (監査役会規程)

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 35 条 (報 酬 等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 36 条 (監査役の責任免除)

1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

- 第 37 条 (事業年度)
当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。
- 第 38 条 (剰余金の配当の基準日)
1. 株主総会の決議により、毎年12月31日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。
 2. 取締役会の決議により、毎年6月30日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
- 第 39 条 (配当金の除斥期間)
配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
なお、未払の配当金には利息を附さない。

附 則

1. 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。
3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。